

四日市市上下水道局管理規程第4号

四日市都市計画下水道事業受益者負担金徴収職員証票等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市都市計画下水道事業受益者負担金徴収職員証票等の様式に関する規程の一部を改正する規程

四日市都市計画下水道事業受益者負担金徴収職員証票等の様式に関する規程（平成17年上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>公共</u>下水道事業受益者負担金徴収職員証票等の様式に関する規程</p> <p>四日市市<u>公共</u>下水道事業受益者負担金（以下「負担金」という）の賦課、徴収及び滞納処分に従事する職員の職員証票等の様式は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p>	<p>四日市都市計画下水道事業受益者負担金徴収職員証票等の様式に関する規程</p> <p>四日市都市計画下水道事業受益者負担金（以下「負担金」という）の賦課、徴収及び滞納処分に従事する職員の職員証票等の様式は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p>

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部生活排水課）